



熊本市上下水道総合管理システム等
通信回線サービス調達（長期継続契約）
契約書

- 1 件名 熊本市上下水道総合管理システム等通信回線サービス調達
（長期継続契約）
-
- 2 履行場所 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号 外7箇所
-
- 3 履行期間 自 平成 年 月 日
至 平成33年12月31日
- 4 契約金額 別紙 契約金額一覧のとおり
- 5 調達業務内容 別紙 仕様書のとおり
- 6 契約保証金 ¥〇〇,〇〇〇- （又は免除）

上記調達業務について、発注者 熊本市と受注者 〇〇〇〇 とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約成立の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市

代表者 熊本市上下水道事業管理者 永目 工嗣

印

受注者 〇〇〇〇

〇〇〇〇

〇〇〇〇

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計書、仕様書及び図面(以下「設計図書」という。)に従い、この契約を履行しなければならない。

2 設計図書に明示されていないもの又は設計図書に交互符合しないものがあるときは、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、発注者が定めて受注者に指示するものとする。

3 受注者は、契約書記載の調達業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、発注者は、その契約金額を支払うものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(納品成果物の提出)

第3条 受注者は、設計図書に定めるところにより納品成果物を作成し発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の納品成果物を受理した日から5日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して納品成果物の再提出を請求することができる。

4 納品成果物は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証) ※契約保証金の免除規定に該当する場合は本条項削除

第3条の2 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上にするまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託し、又は再委任してはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に再委託し、又は再委任しようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 受注者(前条の規定により再委託又は再委任を受けた者を含む。)は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、成果物を他人に閲覧させ、書写させてはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(設計図書不適合の場合の補正義務)

第7条 受注者の業務の履行が設計図書に適合しない場合において、発注者がその補正を要求したときは、受注者は、これに従わなければならない。この場合において、受注者は、契約金額の増額を求めることができない。

(基本契約期間)

第8条 通信回線サービスの提供において、基本契約期間を定めることとし、その期間は当該サービスの提供を開始した日から起算して1年間とする。

(設計図書等の変更)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下この条において「設計図書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更するものとする。

(業務の変更、中止)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更するものとする。

(履行期間の変更方法)

第11条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(契約金額の変更方法等)

第12条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(損害賠償)

第13条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害は、受注者がその費用を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による損害については、この限りでない。

2 受注者は、業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、発注者の責めに帰すべき事由による場合のほか、その賠償の責めを負わなければならない。

3 受注者は、通信回線サービスの提供開始後において、受注者の責めに帰すべき事由により通信回線サービスの提供をしなかったときは、設計図書におけるサービス品質保証制度(以下「SLA」という。)に定める範囲において、その責めを負うものとする。

4 第8条に定める基本契約期間内において対象回線の廃止、品目の変更その他の理由により契約金額が減少した場合は、変更前の契約金額から変更後の契約金額を控除した額に基本契約期間の残余の期間を乗じて得た額(消費税相当額を含む。)を、発注者が負担することとし、受注者が指定する期日までに一括して支払わなければならない。

(検査及び引渡し)

第14条 受注者は、以下の業務が完了したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

(1) 通信回線の敷設が完了したとき。

(2) 通信回線サービスの提供開始後において毎月の業務を完了したとき。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 受注者は、第1項第1号における検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を発注者に引き渡すものとする。

4 受注者は、第2項の検査の結果不合格となり補正を命じられたときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(契約金額の支払い)

第15条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額の支払いを請求することができる。

2 契約金額は、別紙の支払内訳書のとおり支払うものとする。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。

(SLAの実績報告及び返還料金)

第16条 受注者は、設計図書に定めるところにより、第14条第1項第2号の通知と併せて当該月分のSLAの実績報告を発注者へ提出しなければならない。

2 通信回線サービス提供状況が、設計図書に定める基準を下回る状態が発生した場合は、受注者はそれぞれの返還料金に基づき算出した金額の合計(以下「SLA料金」という。)を発注者に対して返還しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により S L A料金を返還するときは、次の各号のいずれかによるものとする。

(1) 第 1 5 条に規定する契約金額から S L A料金を控除して請求することによる返還。

(2) 発注者の請求により受注者が S L A料金を支払うことによる返還。

4 受注者は、前項第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して 3 0 日以内に S L A料金を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 1 7 条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、未履行部分について、遅延日数に応じ、年 2 . 7 %の割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 1 5 条第 3 項の規定による契約金額の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2 . 7 %の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第 1 8 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないことが明らかに認められるとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 第 2 2 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下この号及び第 2 5 条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の2の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。 **※契約保証金の免除規定に該当する場合は本項削除**

(談合行為等に対する解除措置)

第20条 発注者は、第18条に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑が確定したとき。

2 前条第1項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

(その他の解除権)

第21条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第18条及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により設計図書を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第10条の規定により業務の履行の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。

ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第23条 この契約が解除された場合には、第1条第3項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約金額（以下「既履行部分代金」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(予算の減額又は削除に伴う特約)

第24条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、発注者は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 受注者は、前項に伴う解除により損失が生じたときは、発注者にその損害を請求することができるものとする。

(紛争の解決)

第25条 この契約書に定める事項について発注者と受注者の間に紛争が生じたときは、発注者と受注者の協議により選定した者に依頼し、解決を図ることができる。

2 前項の紛争解決のために要する費用は、発注者と受注者とが双方平等に負担するものとする。

(補則)

第26条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(別紙) 支払内訳書

件 名 熊本市上下水道総合管理システム等通信回線サービス調達 (長期継続契約)

平成29年度

イニシャルコスト

支 払 月	金額 (税込)	金額 (税抜)	税額
平成 年 月			

ランニングコスト

支 払 月	金額 (税込)	金額 (税抜)	税額
平成30年1月			
平成30年2月			
平成30年3月			
年度計			

平成30年度

ランニングコスト

支 払 月	金額 (税込)	金額 (税抜)	税額
平成30年4月			
平成30年5月			
平成30年6月			
平成30年7月			
平成30年8月			
平成30年9月			
平成30年10月			
平成30年11月			
平成30年12月			
平成31年1月			
平成31年2月			
平成31年3月			
年度計			

平成31年度

ランニングコスト

支 払 月	金額 (税込)	金額 (税抜)	税額
平成31年4月			
平成31年5月			
平成31年6月			
平成31年7月			
平成31年8月			
平成31年9月			
平成31年10月			
平成31年11月			
平成31年12月			
平成32年1月			
平成32年2月			
平成32年3月			
年度計			

平成32年度

ランニングコスト

支 払 月	金額 (税込)	金額 (税抜)	税額
平成32年4月			
平成32年5月			
平成32年6月			
平成32年7月			
平成32年8月			
平成32年9月			
平成32年10月			
平成32年11月			
平成32年12月			
平成33年1月			
平成33年2月			
平成33年3月			
年度計			

平成33年度

ランニングコスト

支 払 月	金額 (税込)	金額 (税抜)	税額
平成33年4月			
平成33年5月			
平成33年6月			
平成33年7月			
平成33年8月			
平成33年9月			
平成33年10月			
平成33年11月			
平成33年12月			
年度計			